

# こども家庭支援センター監査結果報告書

## 定期監査

### 1 監査の対象及び範囲

こども家庭支援センターの所管に属する令和2年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

### 2 監査実施の期間

令和3年1月14日から同年3月25日まで

### 3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

### 4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

### 5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

### (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免については人事課長に合議する必要があるが、青少年相談業務非常勤職員（特別職）の任命について、人事課長に合議することなく、こども家庭支援センター長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（こども家庭支援課）

イ 職員のサービスの宣誓に関する条例では、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと定められているため、職員となってから宣誓書に署名する必要があるが、会計年度任用職員の任用において、職員となるよりも前の日付をもって宣誓書に署名されていたものがあったので、今後は、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（児童相談課）

ウ 職員サービス規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、児童相談課の児童相談所運営事業における令和2年10月分の普通旅費（日帰り）の支給において、職員に対する旅費は支給されていたものの、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員サービス規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（児童相談課）